

令和4年第1回田野畑村議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日	令和4年1月13日					
招集の場所	田野畑村役場					
開閉会日時	開会 令和4年1月20日			議長	鈴木隆昭	
	閉会 令和4年1月20日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 9名 欠席 1名	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	1	中村芳正	欠	6	畠山拓雄	出
	2	工藤求	出	7	上山明美	出
	3	上村浩司	出	8	中村勝明	出
	4	小松山久男	出	9	佐々木功夫	出
	5	佐々木芳利	出	10	鈴木隆昭	出
会議録署名議員	4	小松山久男		5	佐々木芳利	
職務のため議場に出席した者の氏名	事務局長	畠山哲	主査	三上恵美		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	村長	佐々木靖		教育長	相模貞一	
	総務課長	工藤光幸		教育次長	平坂聡	
	政策推進課長	佐々木修				
	生活環境課長 健康福祉課長 診療所事務長	工藤隆彦				
	産業振興課長	佐藤智佳				
	総務課主幹	大森泉				
	産業振興課主幹	早野和彦				
	政策推進課 主任主査	佐々木賢司				
総務課主任主査	菊地正次					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 令和4年第1回田野畑村議会臨時会会議録

### 議事日程（第1号）

令和4年1月20日（木曜日） 午前10時00分開会

#### 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 令和3年度田野畑村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 報告第1号 新役場庁舎建設特別委員会報告について

#### 閉 会

---

◎開会及び開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまから令和4年第1回田野畑村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時03分)

---

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い進行します。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番、小松山久男君、5番、佐々木芳利君を指名いたします。

---

◎会期決定

○議長【鈴木隆昭君】 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付いたしました会期計画のとおりでありますので、ご了承願います。

---

◎諸般の報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程第3、諸般の報告を行います。

村長から議案1件の送付があり、お手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員より監査結果の報告書1件を受理しており、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、会議等関係でありますがお手元に配付しておりますので、ご了承願います。なお、関

係書類は事務局にありますので、御覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時05分）

---

再開（午前10時05分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎行政報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程に従い進行いたします。

日程第4、行政報告を行います。

佐々木村長。

〔村長 佐々木 靖君登壇〕

○村長【佐々木 靖君】 令和3年12月10日からの行政報告を行います。

主なものについてご説明いたします。

12月18日、三陸沿岸道路、普代～久慈間の開通式典がございました。三陸沿岸道路の最後の開通式ということで、斉藤国交大臣、鈴木財務大臣、西銘復興大臣ほか、県内外選出の国会議員の方々の多数の出席がございました。

12月22日、田野畑村総合計画「基本構想・前期基本計画」策定に係る第1回審議会を開催いたしました。

12月24日、道の駅の建物が「いわて木材利用優良施設優秀賞（知事賞）」を受賞して、その表彰式がございました。

1月9日、令和4年田野畑村消防団消防出初め式を行いました。

行政報告については、以上でございます。

次に、1月16日に発生いたしました南太平洋トンガ火山島噴火に係る津波注意報、警報についての対応をご報告いたします。

零時15分、岩手県に津波注意報が発令されました。同時刻で村の災害警戒本部を設置し、明戸、羅賀、島越地区、313世帯、754名に避難指示を発令いたしました。また、同時刻、アズビィ楽習センターに避難所を開設したところでございます。2時54分、津波注意報から津波警報に切替えがございまして、3時40分に避難所に2世帯、4名の方が避難してまいりました。また、駐車場に車両1台も避難してまいりました。この避難所に避難した方々は、夜明けとともに6時50分に自宅のほうに帰宅いたしました。11時20分、津波警報から津波注意報への切替えがございました。14時に津波注意報が解除になりまして、同時刻避難所を閉鎖し、同時刻避難指示を解除し、災害

対策本部を廃止したところでございます。なお、村独自の観測によりまして、最大の津波は、羅賀地区で2時30分、97センチを記録してございます。

以上でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 これで行政報告を終わります。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 次に進行いたします。

日程第5、議案第1号 令和3年度田野畑村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレットの3ページを御覧ください。議案第1号 令和3年度田野畑村一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,386万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,003万円とするものでございます。

タブレット11ページ、予算書5ページを御覧ください。歳入についてご説明いたします。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費国庫補助金ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として2,100万円追加計上しております。同じく2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金ですが、子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金として6,156万2,000円追加計上しております。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金ですが、特用林産施設等体制整備事業費補助金として60万7,000円追加計上しております。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金ですが、前年度繰越金として1,069万5,000円追加計上しております。

タブレット12ページ、予算書6ページを御覧ください。歳出についてご説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費ですが、令和3年2月末をもって分限処分で免職にした職員について、その免職処分を取り消したことに伴い、令和3年3月から令和4年3月までの給与費等を支給するため、2節給料234万7,000円、同じく3節職員手当等120万円、同じく4節共済費64万7,000円、合わせて419万4,000円を追加計上しております。同じく6目企画費、18節負担金、補助及び交付金ですが、村内自治会で実施するコミュニティー事業に対する協働のむらづくり推進事業費補助金として50万円追加計上しております。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費ですが、新型コロナウイルス感染症対策事業の関連として、3節職員手当等4万円、同じく11節役務費ですが、通信運搬費として15万3,000円、同じく12節委託料ですが、事業実施の事務効率化のためのシステム改修委託料として

77万円、同じく18節負担金、補助及び交付金ですが、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に各10万円給付する臨時特別給付金として6,160万円、総額で6,256万3,000円を追加計上しております。

次のページを御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、12節委託料ですが、新型コロナウイルス感染症に係る農林水産物安定生産支援事務委託料として40万円、同じく18節負担金、補助及び交付金ですが、コロナ禍における農林水産事業者の生産及び経営に対する農林水産物安定生産支援補助金として1,960万円追加計上しております。同じく2項林業費、2目林業振興費、18節負担金、補助及び交付金ですが、サンマッシュ田野畑で生産しております菌床の製造材料となりますチップ、おが粉等の購入費支援として、特用林産生産体制整備事業補助金を60万7,000円追加計上しております。

7款商工費、1項商工費、3目観光費、18節負担金、補助及び交付金ですが、村内の宿泊業者に対するがんばる観光事業者応援事業費補助金として600万円計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 タブレットだと11ページで、予算書だと5ページになります。新型コロナウイルス感染症の臨時交付金なのですけれども、この内容について今総務課長から説明があったときに、これはコロナのというふうなのが出てきたのですけれども、そういうのが含まれての……そういう説明があった、これはコロナに伴ってという説明があったのですけれども、そういうものがみんな含まれてということでよろしいのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 そのとおりでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 その下の子育て世帯の臨時特別給付金の事業なのですけれども、12月のときに結局クーポンにするか現金にするかということいろいろあって、村のほうは10万円現金だったら現金ということで、児童手当を支給しているというか、児童手当の口座がある方には12月の末に入ったと思うのですけれども、高校生の方とか、そういうふうなちょっと調査でもないのですけれども、調べなければいけないという方が、そのときの答弁だったのですけれども、そういう方々への給付はどのようになっているのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 ただいまの子育て給付金の関係ご説明しますが、歳入のほうの子育て世帯と書いてあるものの中に、前にやった児童手当から高校生までの子育て世帯となって、今回ののはその中でも住民税非課税世帯の分のやつもこの事業の中にありまして、今回上げたのは住民税非課税の分のやつ歳入になります。

それで、ご質問の高校生についてですけれども、こちらで把握している人の分、これまでも給付している方もいらっしゃるの、その方に通知をしたりとか、あとは広報に載せて、対象になる方は申し出てくださいますとやっているのですが、順調に推移してまして、あと10件未満で、こちらが思っているところでは完了する見込みになっておりましたので、おおむね順調かなとは思っていますが、来ていないところにはまたちょっとご連絡差し上げようかなと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 順調ということで安心しました。あとそのときに、前にも質問したのですが、各世帯1人に10万円給付のときに、結局家庭の事情で住所はあるのだけれども、別世帯で暮らしているとか、あと今回ちょっと子育ての世帯給付金のことで、各市町村でちょっと日によちによって、例えば離婚したとか、そういう日によちによって、児童手当の口座には入ったのだけれども、もう離婚して別世帯にいて、そっちのほうの扶養している妻のほうに、別れた奥さんのほうに入らなくて非常に困っているというふうな事案が出たのですけれども、そのときに例えばDVとかで住所は残しているのだけれども、別世帯にいるような場合には、きちんと配慮するよということ、担当課もそれをきちんと分かっていて、田野畑にはその時点ではそういう事例はないということだったので、今回の場合もそのような特別な事情といえば特別な事情だと思えるのですけれども、やっぱり本当に必要な人のところに給付金が届かないというような事情が出てきているのですけれども、その点については本村の状況はどのようになっているのか。また、そういう事例があった場合に本村ではどのように対応する予定なのかどうか伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

その件についても全国で様々な事例というか、報道されていたところで、私どもも届出とかそういういったところがあったときには、きちんとどういう状況かなということはチェックをして、対応しなければならないかどうかというところを確認をして進めてまいりました。それで、あったかなと言えばあれなのですけれども、数件そういうところが、気にしなければならないところはありましたけれども、そこも特段問題なく給付できたと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 分かりました。ありがとうございます。プライバシーとか個人情報等々の問題とかあって今難しいところなのですけれども、やっぱり小さい村で顔もよく分かるというふうな利点を生かして、本当に必要な人のところに必要な給付が届くというふうなことを今後もしていただきたいなと思います。ほかの市町村では、やっぱりすごい問題になっていたりとか、あとは助成金のネットワークの中でも母子家庭の貧困というのがあって、さらに給付金も入ってこなくて打撃だということがちょっと問題になっていきますので、本村の場合は十分対応していただいて、ないということなので、今後もその姿勢は貫いていただきたいと思います。要望します。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 今度の補正予算で、予算書の6ページ、住民税非課税世帯等臨時特別給付金という名称になっているわけですが、総務課長の説明の中で家計急変世帯というふうな説明もあったのですが、例えばどういう世帯を考えたらいいか、お聞かせをいただきたいと思います。

もう一点は、住民税非課税世帯ですので、生活保護世帯も含まれると思うのですが、どうでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 住民税非課税世帯の給付金についてお答えいたします。

まず、家計急変のところですけども、ここについては現在の収入と1年前の収入で激変しているところ、具体的には給与とか事業とか不動産、年金などが劇的に下がっているところとか、あとはコロナによって失業したとか、そういったところでの世帯での判定になっておりますので、これについては住民税非課税世帯のところは扶養されているかされていないかというところも出てきますけれども、そういったところはこちらで把握して通知することになっておりますが、この家計急変のところは申出をしてもらうことになっておりますので、広報等でお知らせしたいと考えております。

あとは、その中で生活保護が入るのかという話ですけども、生活保護も対象となっております。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 全国で問題になっている情報も私は得ているわけですが、生活保護世帯について10万円給付になって、それを収入とみなすか否か。福祉灯油の場合もそうなのですが、あくまで生活保護世帯については全国の事例も私資料を頂いているのですが、厚生労働省でも収入にはみなさないという見解があるようなのですが、当局はどう受け止めているのでしょうか。収入とみなすか否か。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

生活保護の支給ですけども、支給対象になって、なお生活保護上の収入としては認定しない取扱いだということになっております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 ちなみに、村での生活保護対象者は何戸というか、何名ぐらい、何世帯ぐらいあるのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 すみません、ちょっと数を今持っていないので、ちょっと時間を

ください。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時25分）

---

再開（午前10時26分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

ただいまの9番議員の質問を保留して、別の質問を先に進めたいと思います。

8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 本会議が始まる前に、村長、総務課長から来ていただいて説明を受けて、大体の概略は分かったのですが、補正で議決になった分は、弁護士を役場として使ったわけですから、補正の費用で間に合うということでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 今回補正をお願いしたのは、去年の3月から今年の3月までの通常に支払った場合の給料、手当ということでお願いしたところでございます。これから発生してくると予想されますのは、その支払いのシステムの中には、やっぱりその払わなかった期間における補償分というのが含まれてくると言われております。そこにつきましては、3月までに確定した形で、その部分の補償、およそ3%前後の利子というか、そういったものを付加した形での支払いというのがあるようでございます。それは、今後詰めた上で、3月のそのほかの人件費とともに補正をお願いしたいなと思っております。

それから、その後、通常の部分とは別に、その職員に対します慰謝料といえますか、和解といえますか、賠償というのですか、それにつきましては代理人を通して交渉させていただいて、こういった形になるかというのは決まってくるものと思っております。その際は、当然賠償ですとか、そういった部分につきましては議会のほうへのご報告、それから場合によっては予算等伴う場合は議決等お願いすることで考えておるところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 とてもデリケートな問題でありますから、どこまで聞いていいか私も迷ってはいるのですが、答えられる範囲で答えていただきたいと思っております。デリケートな問題で聞いていいかどうか判断に迷うのですが、本人の希望は復職でしょうか。答えられる範囲で。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 現在のところは療養中でございますので、村の職員でございますので、仕事には就いていないという状況でございます。完治の後は、当然本人とすれば働きたいというような意欲はあるものと考えておりますが、そこがどこであるかと言うとあれですが、働きたいという意欲は持っているようでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 先ほど答弁留保しておりました件につきまして答弁いたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 先ほど答弁保留にしておりましたけれども、生活保護世帯ですけれども、世帯としては32世帯、人数としては35人となっております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 すみません、先ほどの職員の件で確認というか、今病気療養中なのですけれども、例えば定期的に課長というか、本人のほうから今こういう状態ですとか、今どうなのだと言ってやるような状況の確認とか、そういうのは定期的に行われるのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 診断書を提出していただいて、病休休暇ということで付与しているものでございますし、ただデリケートな病気でございますので、それについてこちらからどうだやとかというふうなことは特段やっていないところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 もう一点確認の意味で質問しておきたいわけですが、今回は新型コロナ地方創生交付金、あとは子育て世帯の民生費国庫補助金、財源が両方補助金で来ているわけですが、私が頂いている資料では、福祉灯油もそうなのですが、例えば漁業は今大変な、魚が取れなくて大変な状態等々、大した困っている状態なようですが、あとは燃油の高騰の問題もあって、養殖ワカメの漁家も悩んでいるように私は聞いているのですが、この方々に対する国では特別交付税措置を、今国会で決まったか、今審議中、国会が始まって審議中なのか。特別交付税措置があるという資料も県会議員から頂いて、それは算定時期は令和4年の3月までというふうになっておりまして、これは使わない手はないなと思っているのですが、当局はどう把握しているのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 大森総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 お答えいたします。

ただいまの特別交付税の関係でございますが、前の議会でもお話がありましたけれども、確認しましたところ、そのような制度があるというようなことを確認しました。例えば燃油でいえば、原油高で高くなった分の半分を特別交付税で措置しますよというような内容でございました。ですけれども、半分は持ち出しになるということと、それから特別交付税はそういうルールで出すよとは言っているのですけれども、実際問題幾ら入ってくるかというのがちょっと分からない部分があるものでございまして、今回は予算書のほうで7ページになるのですけれども、農林水産物安定生産支援補助金というものをコロナ交付金を使うというところで上げさせていただきまして、この中で燃油の部分とかもカバーしていこうというような考え方で今回計上させていただいたところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 考え方の基本は今の説明で分かったのですが、そこまで質問していいかどうか何とも言えないのですが、今回補正で見ている1,960万円となれば、結構高額な金額と私は思います。このうち水産物関係、戸数までは聞いてもなかなか容易でないと思いますので、パーセントで見て、漁業関係はパーセントで幾らほど見ているか、お聞かせをいただきたいと思います。およそでいいです。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時35分）

---

再開（午前10時36分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

支給に当たりましては、農林漁家、個人の方、それから法人、組合等入っておりますけれども、漁協さんも入れまして約40%になります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 補助金の中に、今ちょっと資料あれですが、自治会ですか、50万円ほどの補助金の中身はどういう中身だか。いわゆる協働のむらづくり推進事業補助金50万円、この中身について。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 2款1項6目18節の50万円の補助金についてご説明いたします。

これは、具体的には机自治会よりごみステーションの更新費用について助成の要望がありまして、これについて補助しようというものでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 今後机自治会にかかわらず、要請、要望があれば、それに右倣えのような関係であり得るのか、あるいはこのステーションの数はどのぐらい、この50万円の中で見ているのか、そこまで。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 このごみステーションの補助につきましては、ちょっと経緯がございまして、当初いわゆる宝くじ助成というものがございまして、そちらのほうの補助率が非常に有利でございまして、そちらのほうに申請をしたところでございます。ところが、対象となる物品等について、宝くじ助成の規定によって、既製品があるものは既製品でなければ対象にならないというような条件がありました。机自治会の宝くじ助成のごみステーションでございまして

が、いわゆる業者さんに作製してもらう形のごみステーションであったということで、まず宝くじのほうの申請は却下されたという経緯がございます。これに対して、村のほうでは机自治会に対しまして、既製品のごみステーションのほうを再申請してはどうかという勧奨をしたところなのですが、机自治会さんのほうでは見積りをしてくれた業者さんにちょっと申し訳ないので、再申請はしないというようなこと、そういう経緯がございました。その後に、むらづくり推進事業のほうで何とか対象としてもらえないだろうかという話がありまして、村内部のほうで検討した結果、助成対象にしようという結論に至ったというところでございます。したがって、今後各自治会のほうからごみステーションの助成要望があった際には、基本的には宝くじのほうを勧めるような形に持っていきたいなというふうには考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 ごみステーションは、各自治会ばらばらな形状、形として、非常に見た目は見栄えがよくないところが結構あるし、やはり村としてもそこまでもちろんお金が回るわけでもないと思うのですが、何らかの方法、方針を定めて、各自治会に年に1つなのか2つなのか分からないけれども、そういう村で独自の計画を立てて、もちろん宝くじに申請して、それが全てオーケーが出ればいいですけども、それを待っていれば、金は有利かもしれないけれども、時間もかかるし、もしこれを機会に何らかのあれを、村としても全体の自治会のごみステーションの在り方を考えていかないと、もちろん例えばだけれども、観光地を優先的にするとか、何か村等の考え方が根拠らしいものがなければ、申請があれば簡単にいいですよとは言わないだろうが、村の財政のこともあるわけですが、そのように計画的にやるように考えていかないとまずいのではないかなと私は思いますけれども、どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 まず、そもそもごみステーションは誰が設置するのかという話にはなってくるかと思うのですが、これについて、ごみについては広域処理をしているということになって、本村の場合は宮古地区広域行政組合で処理しているということになります。そこには当然ごみ処理計画というものがあって、それを見ますと、ごみステーションは行政が設置するのか、それとも地区であったりとか住民、自治会が設置するのかという、ちょっとそこまでの記載はありませんでした。これまで村のほうは慣例的にといいましょうか、財源の問題等いろいろあったと思うのですが、地区のほうで整備してくださいというような流れで来ておったというのが事実でございますので、まず今回のことを経緯に、また内部のほうで協議をして、ごみステーションの在り方がどのような形がいいのかというのは相談していきたいなというふうに思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 それと、ごみステーションに関わる問題で、いわゆるごみ処理の関係で、

一般家庭等々から出すごみの規制ですか、あれが非常に他の自治体、盛岡市あるいはその他、久慈、宮古は非常にあまりにも厳しいという表現は適当でないだろうが、かなり家庭に負担がかかるような、そういう出し方をしているし、かといえば、透明なビニールに入れなさいよと。その透明な中には黒いビニールなり、それ以外のあれで包んでいる、それも横柄に持っていく、それはそれでいいのだからかもしれないけれども、いずれ他の市町村もちょっと参考までに聞いてください、要するにきれいにして出すことは当然だからかもしれないけれども、必要以上に家庭に負担がかかり過ぎて、ここの宮古、田野畑だけではないと思うのですが、ちょっと他の自治体も参考に、俺が調べると言えば調べてきてもいいけれども、ちょっと確認してみてください。これは、高齢化になっているし、もちろん独り暮らしもあるし、なかなか大変だと思う。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

ごみの処理については、各広域でやっておりまして、宮古地区は宮古地区でやっていて、処理場の形態とかも各ところで違うところもあります。それで、リサイクルするものはリサイクルする。そして、最終処分場というのもあって、そこのごみも減らしていかなければ、次々とその処分場を増やさなければならない。そういったところもごみの減量化というのでも取り組んでおりますので、リサイクルとか細かく分けるということには、そういうことに取り組んではおりました。なので、減量化に伴って各家庭にはちょっと協力を願っているところではございます。

おっしゃっていただいたほかのところはどうなっているのだというところは、ちょっと今からいろいろ細かく聞いてみたいとは思っておりますが、あとはごみの出し方とか、確かにこういう袋にしてくださいと言っても、その中に黒いのがあるとかというところは、新聞で包んでいたりとか、いろんなものは見かけますが、そういったモラル的なところはこの前も広報でもお知らせしましたけれども、こういうごみの減量化に取り組みましょうとか、そういったルールを守りましょうというところは取り組んでいきたいなとは思っていますので、家庭への負担というところと、あとは減量化というところは一緒に取り組まなければいけないかなと今感じているところで

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 課長、どこの自治体も同じなのですよ。ごみの減量化というのは、みんな目指すのはそこなわけ。にもかかわらず、何で宮古だけそんなに必要以上に負担がかかるようなことをしていますかというのを聞いているので、その同じ目的、目標は、みんな同じ自治体、どこの自治体もこういう、各広域でも同じなわけで、にもかかわらず、なぜ宮古はそうなのですかというのを聞きたいので伺っているのです。

それから、あとコロナの関係なのですが、今度は3回目の接種の案内等が来たわけですが、その中で送迎バスも用意しますよというふうな、これはありがたい話だが、その中で独り暮らしの

方や、あるいはいわゆる独り暮らしの中でも非常に日常生活が不自由な家庭の中には、やっぱりバスを用意しただけではちょっとどうなのかなと。やっぱりそれなりに、当然社会福祉協議会でそれなりの個々のあれは把握されているわけですが、そういう家庭にはもうちょっとそれなりの配慮をしてしかるべきだと思うのですが、どうでしょう。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

この件については、前も少し話があったとは思っておりまして、実際介護が必要な方とかというところでは介護輸送とか、そういったところを使うというのと、あとはくるもん号でも大変かどうかというのでもあるのですけれども、そういったものを使ったりとか、寿生会のほうで輸送しているサービスとかもありますので、そういったものを使っている人も実際ございました。それから、それ以外の方となってくれば、ちょっとどこまで把握というのも難しいところではございますが、連絡をいただければ、そういった寿生会のほうを紹介したりとかというのも前回やっておりますので、何かあればちょっと相談していただければなとは思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 すみません、さっきのごみのことに戻るのですけれども、把握してというか、分かっているのであれば、机の方がお願いした業者が村内の方なのかどうか。あと、副議長のほうからごみステーションについてはこうしたほうがいいのではないのかというふうなちょっと提案があって、検討してみますということだったのですけれども、そのことについて村長はどのような考えなのかなというのを聞かせていただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 佐々木村長。

○村長【佐々木 靖君】 担当課長から説明があったとおり、過去村では自治会等がごみステーションを設置するという方向で来たというのは私も理解しております。今回財源等の問題もありますが、自治会連合会とか自治協議会連合会でもって宝くじ助成のほうに申請するという手法もあるのかなということには考えておりました。どういう進め方になるかは分かりませんが、老朽化したりだとか、そういうものについて設置するような方向で検討していきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 業者さんですが、村内の業者さんということです。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 さっきの自治会関係の今後の問題として、不公平感らしきものは発生しないのですか。する可能性も私はあると思うから言っているのだけれども、申請すればほとんど、例えば今回の活動同様に、毎年申請があったところにやるのですか、どうなのですか。でなければこの問題は不公平的なものが出る可能性が大だと思うのです。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 ごみステーションの助成の関係でございますけれども、まず宝くじ助成のほうはほぼ満額というか、手出しは少なく、承認された場合には助成されるということです。

それから、むらづくり事業補助金のほうは3分の2の助成割合となりますので、今回机自治会は約150万円の整備計画がございましたので、3分の2、100万円。50万円は自治会の負担になるというような形になります。

○議長【鈴木隆昭君】 先ほど8番議員から質問ありました農林水産物安定生産支援補助金の答弁について訂正がございますので、訂正させます。

産業振興課長。

○産業振興課長【佐藤智佳君】 8番議員からご質問のありました漁業者の割合ということで、先ほど40%と回答してしまいましたけれども、定置網の方々が抜けてしまっておりまして、今再計算いたしまして、55%となります。恐れ入りますが、訂正させていただきます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 タブレットだと13です。予算書の7ページの商工費のがんばる観光事業者の応援なのですけれども、前の分が出たかと思うのですけれども、それが今度で使い切って、さらに今回追加ということになったのかどうかというものの確認と、あとこれを利用できる期間とかというのはどのようになるのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 がんばる観光事業者応援補助金でございますけれども、期間は今年の2月までということがまず原則でございます。まず12月末の実績でございますけれども、予算4,000万円に対して執行率が82%程度でございます。今回の現行予算では、現行事業では2月までということになっておりますけれども、まず期間を1か月延ばして3月までにしようかなというふうに相談して考えていきたいというふうに思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 ありがとうございます。やっぱり期間については、ちょっと考慮をやっぱりしてもらいたいというのがあって、今ちょっと多分第6波にもう入っているのか、オミクロン株の関係で、やっぱり出入りするとか岩手県も、青森県はよかったけれども、ちょっと駄目というふうな感じがあるので、県内でこれから2月、3月にかけて回すというのもあるかと思うのですけれども、やはり急にというか、オミクロン株のこれからの広がりとか感染状況等々見て、期間を延ばせるのであればぜひ延ばしていただきたいと思います。これから検討になるかと思うのですけれども、そういうような方針で取り組むのかなというふうにこっちは理解してよろしいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

- 政策推進課長【佐々木 修君】 よろしいです。
- 議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。
- 9番【佐々木功夫君】 これのいわゆる対象、各事業所、3事業所だと思うのですが、のあれは直接村が、いわゆる今までの実績等々踏まえて配付するように考えているのか。その配付の方法をどのように考えていますか。
- 議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。
- 政策推進課長【佐々木 修君】 当然補助金でございますので、田野畑村観光誘客対策協議会のほうに補助するという形になりますが、基本的にはそちらのほうで配付することにはなるのですが、3事業者でございますので、当初からここは幾らかかというようなやり方はしないで、早い者勝ちと言ったらなんでしょうが、そういった形と考えております。
- 議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。
- 9番【佐々木功夫君】 早い者勝ちもいいたろうが、いわゆる過去の実績を、それを対象、参考にしながら配付していくべきだと思うのですが、そういう指導をする意向はあるのか。
- 議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。
- 政策推進課長【佐々木 修君】 指導といいましょうか、相談、協議しながら、続けてまいりたいというふうに考えております。
- 議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。
- 9番【佐々木功夫君】 課長の答弁の早い者勝ちというのは訂正すべきだと思います。そんな早い者勝ちというのは。というのは、その期間が来て余っていますよということで返されたって大変だと思うし、かといってうまく消費できるようにすばっと配付できるかといえば、これもできないわけけれども、その辺をうまく3者で調整しながらやるよう指導すべきだと思うのですが、どうです。
- 議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。
- 政策推進課長【佐々木 修君】 言葉がうまく見つからず、早い者勝ちという表現を使いました部分については訂正をしたいと思います。
- まず、村の観光、宿泊がうまく回っていくような形にしたいというのはみんな思っていることだと思いますので、指導という言葉が適切かどうかは分かりませんが、まず3者の皆さんと相談をしながら、お金がうまく回っていくような形にしていきたいというふうに考えています。
- 議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。
- 9番【佐々木功夫君】 しつこいようだけれども、それから期間について2月あるいは3月とか曖昧な答弁に聞いたのですが、その辺もいわゆる購入というか、出る枚数の参考になるわけですが、それは今この予算の中ではこの範囲だよというのをきちっと明記した形でやっていかないと、受けるほうの立場としても大変だと思うのですが、その辺どうなのです。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 現在の「田野畑さ来てけでキャンペーン」というのは、まず2月末までですよということにしているということでございます。今回補正をいただきましたならば、それを1か月延長して3月末までにしたいというような考えでございます。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 令和3年度田野畑村一般会計補正予算(第6号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【鈴木隆昭君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩(午前10時58分)

---

再開(午前11時05分)

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎報告第1号の上程、説明

○議長【鈴木隆昭君】 日程第6、報告第1号 新役場庁舎建設特別委員会報告についてを議題といたします。

新役場庁舎建設特別委員会委員長より、審査の結果について報告を求めます。

委員長、小松山久男君。

○新役場庁舎建設特別委員会委員長【小松山久男君】 新役場庁舎建設特別委員会審査報告書。新役場庁舎建設特別委員会委員長、小松山久男。

新役場庁舎建設特別委員会の審査結果についてご報告いたします。

本特別委員会は、新役場庁舎建設に当たり、建設場所や規模、施設・設備の内容などのほか、計画事業費などについて関係者からの聞き取りを行うとともに、村民の意見や利便性、現在の村を取り巻く状況なども踏まえながら委員会で議論を重ね、村民と議会の思いや考えを新庁舎に反映させることを目的として、令和元年10月16日に設置いたしました。

令和元年12月4日から令和3年12月10日までの間、3回の委員会を開催し、当局からの説明を徴し、慎重に審査してまいりました。

役場庁舎は、昭和38年の建設から58年が経過する建物であり、耐震性の不足から災害発生時には防災拠点としての機能喪失が懸念されています。また、施設・設備は老朽化しており、バリアフリー化や高度情報化などへの対応も困難となっています。

さらに、新庁舎の建設事業は、計画事業費が13億5,000万円にも及ぶ大規模事業であり、村の財政状況や将来負担について熟慮を重ねる必要があります。

このことから、本特別委員会においては、立地や施設規模等が目的の実現に資する事業内容であることや、財源及び今後の財政負担に視点を置き審査してまいりました。

本特別委員会の審査を継続する中、村議会は、令和2年3月24日、村が計画する大規模事業が将来にわたって大きな財政負担となることを危惧し、新庁舎建設事業等の事業執行は議会の同意を条件とする旨の「村営建設事業の執行に係る申入れ書」を村長に提出いたしました。

その後、村が令和2年11月13日に示した中長期財政見通しは、令和7年度において財政収支がマイナスに転じるという内容でありました。

また、村は、令和3年10月に実施した各地区懇談会において、中長期財政見通しによる財源不足対応に「財政調整基金」及び「庁舎及び公共施設整備基金」を充てる考えを示し、庁舎建設に充てることのできる基金額は、令和2年度末時点で3億1,804万円と試算しております。当初計画では、基金財源を6億9,975万円としていましたが、現時点では2分の1以下であり、村議会の危惧が現実性を帯びた状況となっています。

村は、このような財政状況を踏まえ、新庁舎の建設計画を再検討するとともに、住民及び議会との合意形成の下で進める方針としており、第3回特別委員会においてこのことを確認しております。

本特別委員会は、村当局の方針を受け、議会に対する説明と合意の上で計画を進めることを改めて要請し、審査を終結するものであります。

なお、これまで実施いたしました調査・検討状況につきましては、別紙一覧に示しておりますので、申し添えます。

以上で新役場庁舎建設特別委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 新役場庁舎建設特別委員会委員長の報告を終わります。

なお、本特別委員会は、本報告をもって調査を終了することといたしますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

よって、新役場庁舎建設特別委員会は、本日をもって解散することといたします。

---

◎閉会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 以上で本臨時会に付された事件は全て議了いたしました。

令和4年第1回田野畑村議会臨時会を閉会といたします。

(午前11時11分)